

## フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察(6)

### —任用制度改革を中心に—

尾上 雅信

本稿では、1886年初等教育組織法(ゴブレ法)およびその関連法規の規定を中心に、1880年代の教員任用制度改革の法制的な概要整理を行なうとともに、その改革を立案・推進した主体の改革意図の解明を行なった。この教員任用制度改革は、教員を正教員と試補教員に二分し、正教員として任用(任命)するための条件として2年間の試補期間とその修了認定を導入するものであった。この改革は、その立案・推進主体にあつては、狭義の養成教育=師範学校教育の改革と密接に連動するものとして構想され、改革全体として、教員の資質(とくに「教える」技術)の向上を図り、教職の専門性を確立することを目指す改革として企図されていたことをあきらかにした。

Keywords : 第三共和政, 教員養成, 教員の任用, ゴブレ法, ビュイッソン

#### 1. はじめに

##### (1) 本稿の主題

これまでの論考においては<sup>(1)</sup>、1879年の「師範学校設置法」の議会審議過程における改革立案・推進主体の意図・期待をあきらかにすることをおして、第三共和政初期の初等教員養成改革を検討してきた。その結果、議会(下院ならびに上院)における「師範学校設置法」審議過程において、立案・提出主体=改革の立案・推進主体(ポール・ベールやジュール・フェリーなど)は一貫して、既存の男子師範学校ならびに新たに創出されるべき女子師範学校の教育の特質を「教授法の教育」および「附属学校」における実習を中核とする「教育学的教育」に置き、そのさらなる充実を期待していたことが、あきらかとなった。それはまた、師範学校教育=教員養成の改革によって教員に期待された「資質」の内実をあきらかにする作業でもあったといえる。これらの検討において対象としたのは、教員養成における狭義の「養成」すなわち教員養成の基礎的・専門的教場=師範学校における養成教育であった。とこ

ろで、よく知られているように、今日では教員養成ないし教師教育は、上述のような狭義の「養成」ととどまるものとは考えられてはいない。その、いわば基礎的な「養成」教育にもとづき、つぎに重要な段階として「採用」あるいは「任用(任命)」が、そして教員としての現職教育ないし「研修」が位置づけられることが、一般的である<sup>(2)</sup>。それでは、このような位置づけ方、換言すれば、狭義の「養成」=「養成教育」と広義の「養成」の重要な一面である「任用(任命)」とは、教員養成改革の歴史のなかで、どのようにとらえられ、構想されてきたのであろうか。本稿の初発の問題関心は、この点にある。

本稿では、フランス第三共和政初期の教員養成改革を具体的事例として、上記の問題関心にもとづき、その改革過程における、教員の「任用(任命(nomination))」制度の改革を検討することとした。具体的には、①1880年代教育改革期における教員の「任用(任命)」に関する法制的制定状況と規定の内容を整理すること、②その審議・制定過程における改革立案・推進主体の言説の分析—改革意図の解明、を検討課題とする。

## (2) 先行研究の検討

本研究にかかわる全般的な先行研究に関する検討は、すでにみたとおりであるが<sup>(3)</sup>、ここでは、上記の「任用（任命）」制度に関して、あらためて検討しておこう。

任用（任命）制度に関する教育史的な研究は少ない。フランスにおける研究では、①個別・具体的な師範学校の学校（変遷）史の研究、②個別特定地域（地方や県単位）における教員の実態解明をめざす研究において、部分的・断片的に取り扱われているにすぎない。たとえば、①では、トゥールーズの複数の師範学校沿革史をあつかったテラールの研究、オート＝ヌヴヌ県の師範学校の歴史とその教育および学生生活の実際をあつかったクラドの研究などがあるが、師範学校卒業生の事例として個別的にあつかわれているにすぎない<sup>(4)</sup>。また、②の教員の実態・日常生活をあつかったものとしては、古くはデュボウの研究<sup>(5)</sup>、さらに、七月王政から1880年代初頭までをとりあげたルブル・シュレールの研究<sup>(6)</sup>、第二次世界大戦期まであつかったヴィランとルサージュの研究<sup>(7)</sup>があるが、任用（任命）については、やはり個別事例的にあつかわれているにすぎない。調査法（アンケート）によって第三共和政後期の教員の実態（史）の解明にせまるなかで当時の師範学校制度と教育体制・実際をあきらかにしようとするオズッフらの研究もまた、その調査法の独自性が注目されるものの、教員の任用（任命）の実際については、わずかに個人的な追想が記載されるにとどまり、任用（任命）制度さらにその改革まではまったく言及されていないのである<sup>(8)</sup>。

わが国においても、従来のフランス教育史研究においては、教員の任用（任命）制度については、わずかに志村の論考が、19世紀初頭の教員採用規程（1816年の「初等教育令」）および七月王政期の師範学校規程を論述するなかで、その概略を述べるとどまってきた<sup>(9)</sup>。また、近年の社会史的研究では、庶民教育の教員の日常態・勤務状態の一端をあきらかにするものもあるが、やはり19世紀半ば、七月王政期が中心となっているだけでなく、教員の「任用」の仕組みや実態にまで、あるいはその観点から解明するものではないのが、現状である<sup>(10)</sup>。その一方で、教育行政史の研究においては、梅澤の論文があり、これがこの問題（第三共和政期の教員の任用（任命）制度ならびにその改革）における本格的な研究となっている<sup>(11)</sup>。

梅澤の論文は、第三共和政教育改革のひとつの到達点といえる「初等教育に関する1886年10月30日

の組織法（「初等教育組織法」：通称、ゴブレ法）の成立過程と規定内容の検討を中心とする。その問題関心は、ゴブレ法により、「初等公教育」の「組織主体」が「コミューン」から「国家」へと転換されるなかで、コミューン教員の「位置」がどのように変化したのか、おもに教員の「任命権」の移行に注目して解明しようというところにある。その研究内容は、ゴブレ法の成立過程について、その原案を検討・作成した委員会による提案とそれへの対案の分析から始まり、ゴブレ法案の議会審議の議論まで、詳細に検討しつつ、ゴブレ法によって教員の「任命権」（または「関与権」）は県知事へと移行されたこと、そこには初等教育編成の「コミューン主体の原則」から「国家の役務の論理」への転換があったとするもので、この成果から学ぶところは多い。しかしながら、本稿で注目したいのは、梅澤がゴブレ法の規定した「試補教員制度」について、つぎのように述べている点である。

「初等教育組織法から試補教員制度が確立するとすれば、それ以前の助教員制度との関連が問題となる。日本で『試補制度』のようなものを導入する動きもある。フランス近代公教育制度における試補教員制度とは何を意味するのかを歴史的に位置づける必要がある」と<sup>(12)</sup>。

本稿では、すでに述べた初発の問題関心とともに、梅澤の研究成果と問題提起を継承・発展させるものとして、1880年代フランス教育改革における教員の任用制度の改革をとりあげることとしたい。(1)の「本稿の主題」であげた検討課題をさらに具体的に述べると、以下ようになる。すなわち、1881年6月16日の第一法律により新たに導入された教員資格・各種免許状と教員としての資格要件、さらに1886年10月30日の法律（ゴブレ法）とその関連の政令および省令によって法制的に確立される教員資格制度と任用制度の概要を整理すること、そしてその制度改革を立案・推進した主体の改革意図に関する考察を行なうこと、である。

## II. 本論 — 教員任用（任命）制度の改革とその改革意図

### (1) 1880年代教育改革における任用制度の法的規定

第三共和政初期における、そしてその後の教員制度の基盤が確定されたのは、1880年代であった。それまで第二共和政末期の1850年3月15日の教育法（通称、ファルー法）によって長く規程されてい

た教員制度は、この時期以降、大きく変更されることとなった。その先鞭をつけたのが、初等教育の資格証書に関する1881年6月16日の第一法律で、これは、「初等教育資格免許状」<sup>(13)</sup>を導入し、これを教職従事のための必須要件とした。これを定めた本法第1条は、つぎのように規定している。

「第1条 — 初等教育資格免許状 (le Brevet de capacité pour l'enseignement primaire) を所持しないものは何人であれ、公立もしくは私立学校において、男女正教員 (instituteur ou institutrice titulaire), 学級担任の男女助教員 (insititututeur adjointe chargé d'une classe) の職務を遂行することはできない。

1850年3月15日の法律第25条第二段落で認可された同等の資格は、廃止される。」<sup>(14)</sup>

この規定は、公立・私立の初等学校で「正教員」あるいは「助教員」として勤務するものすべてに「初等教育資格免許状」の所持を義務づけるもので、同時に、ファルー法が認可した、聖職者の資格をもって初等教員資格とする規定を廃止したのである。しかしながらなおも、教員＝初等教員には「正教員」「助教員」の区別が残され、その区分さらに任用に関しては、ファルー法の規定が温存されたのであった。

この1881年6月16日の第一法律によって先鞭をつけられた教員の資格制度およびそのもとの任用制度を整合・確定したのが、梅澤論文が分析対象としている1886年の初等教育組織法（通称、ゴブレ法）であった。この「初等教育に関する1886年10月30日の組織法」は、その直前に施行された「（初等教育の一引用者）無償を定める1881年6月16日の第二法律」、「就学義務と世俗性に関する1882年3月28日の法律」によって定められた「無償」「義務」そして「世俗化」の初等教育三原則の法制化をはじめとする公教育政策の頂点をなし、「以後長く初等教育憲章として、初等教育の制度運用ならびに行政を規制しつづける」<sup>(15)</sup>と評価されるものである。これが「ゴブレ法」と通称されるのは、ときの文相でジュール・フェリー (Ferry, J. ; 1832-1893) の後継者であったゴブレ (Goblet, R. ; 1828-1905) の名にちなんでのことであるが、それはまた「延々二十数回の審議」のすえにようやく成立した法律でもあった。そのおもな内容は、以下の四点に整理できる<sup>(16)</sup>。

- ① 初等教育の範囲の確定：これまでさまざまな種類の学校がバラバラに存在したが、「小学校」をはじめ「高等小学校」など「四種類の学校」

が初等教育段階として一括され、さらに「公立」と「私立」に分類された。および、各学校は原則として男女別学とされ、女子校と共学校は女子教員が、男子校は男子教員が担当するとされたこと。

- ② 教員の世俗化と資格要件の確定：公立学校の教育は「世俗教員」にまかされること、ならびに、「上級免許状」「教員資格免許状」などの教員の資格要件が確定され、職務に応じた資格取得の必須化が確定されたこと。
- ③ 私教育の自由と規制：監督当局の許可のもとで、私立学校の教育内容・方法等の自由が確認・確立されたこと。
- ④ 中央統括の強化：各県における「初等教育評議会（県評議会）」（後述する）の設置による指導・監督権の急速な移管。すなわち、中央統括が強化されたこと。

以上のようなゴブレ法について、とくにその教育職員関係規定については、さきの梅澤論文を除いて、従来のわが国のフランス教育史研究は、その第17条、すなわち「あらゆる階梯の公立学校において、教育は専ら世俗的職員 (personnel laïque) にゆだねられる」<sup>(17)</sup>の条文をとりあげ、「教員の世俗化」がはかられた点を強調してきた<sup>(18)</sup>。しかしながら、本稿では梅澤論文が指摘するように、教員を「正教員 (titulaires)」と「試補教員 (stagiaires)」<sup>(19)</sup>に二分し、前者に任命されるためには「最低2年間の教職経験」が必須化されたという点に注目したい。これにかかわるゴブレ法の規定は、以下のとおりである。

「第22条 男女教員は、試補教員と正教員に区分される。

第23条 何人も、公立又は私立の学校において、最低2年間の試補期間 (un stage) がなく、教育適性証書を所有せず、かつ第27条の定めにしたがって県評議会 (le conseil départemental) の作成する教職従事候補者名簿に登録されなければ、正教員には任命されない。」<sup>(20)</sup>

このように規定・区分された「試補教員」と「正教員」であるが、それでは、試補教員を正教員として任命するための機関また仕組みは、どのように立案・規定されたのであろうか。上記の条項では、「県評議会」が正教員任命のための基礎資料となる「教職従事候補者名簿」を作成することが規定されている。この「県評議会」とは、同じゴブレ法第44条に定められた初等教育行政機関であり、県知事はその長となり、学区（アカデミー）視学官、県

会議員、師範学校長などで構成されることとなっている。この評議会が、正教員任命のための候補者名簿を作成することとされたのである。この候補者名簿の作成については、「初等教育組織法の実施にかかわる1887年1月18日の政令」第20条に、つぎのように規定された。

「県評議会は毎年、県知事の定める時期に、男女の正教員に就くために大学区視学部に登録されたすべての志望者の要望および資格を確認し、かつ任命することができる判断された者の一覧表を作成するものとする。」<sup>(21)</sup>

ここに記された名簿にもとづき、かつ続く第21条が「男女の正教員の任命に関して、大学区視学官は知事に文書でもって提案しなければならない」<sup>(22)</sup>と規定するように、大学区視学官の提案（推薦）を受けつつ、最終的には県知事が任命するという、いわば二段階の仕組みが採用されたのである。この任用（任命）の仕組みによれば、初等教員を志望する者はすべて、最低2年間の「試補教員」の期間を過ごし、その後、法制上は県評議会による適性の「判断」をくだされ、候補者名簿に登載され、さらに大学区視学官の推薦も受けることで、最終的に県知事によって正教員としてあらためて任命されることになる。これがすなわち、新たに創出された任用（任命）制度なのであった。

ここで注目しておきたいことは、こうした任用（任命）制度の改革が、すでにみてきた1879年師範学校設置法にはじまる師範学校の改革、すなわち狭義の教員養成である養成教育と密接に関連づけられて構想されていた点である。これは、1886年初等教育組織法第23条第2項に、「師範学校就学期間は、男子生徒は18歳から、女子生徒は17歳から、試補期間に算入される」<sup>(23)</sup>と新たに規定されたことから理解できる。師範学校在学の期間を試補期間に読み替えることで、師範学校卒業生を事実上、優先的に正教員に任用しようとしていたととらえることができる。この方向性すなわち師範学校卒業生の優先的任用の方向性は、この後、さらに強化されてゆく。20世紀に入ってのことであるが、1905年8月4日の政令によって、「三年間の学習の後、師範学校を卒業する生徒＝教師（*élèves-maîtres* = 師範学校生徒）は、その所有する資格に応じて、県に空席のある公立学校教員（*instituteur publique*）に第一に任用される権利を有するものとする」<sup>(24)</sup>とされたのであり、これによって、「空席」さえあれば、師範学校卒業生はほぼ自動的に公立学校教員として

任用されるルートが法制的に確立されることとなったのである。これはまた、公立小学校教員の任用を師範学校卒業生だけで独占する可能性と危険性 — 後者については、すでに1879年師範学校設置法案審議の過程で反対論者が指摘していた — をはらむこととなるのであった。

では、このような教員養成改革、とくに任用（任命）制度の改革を立案・推進した人々 — 政治的には、さきの1879年師範学校設置法の立案・推進主体と同一の共和派となる — は、何をめざし、如何なる意図をもって立案・推進しようとしていたのか、換言すれば、この制度の確立にかけられた期待ないし課題は何であったのか、つぎにはこの点について、考察してみたい。

## （2）任用（任命）制度改革の意図 — 法案審議議事録およびコメントールの分析から

ここでは、任用（任命）制度改革の立案・推進主体の意図をさぐるための素材として、改革の基本法ともいえる1886年初等教育組織法（ゴブレ法）にかかわる資料をとりあげる。具体的には、議会（上院および下院）における同法の審議の議事録、および重要な立案・推進主体が論述したコメントール（注釈論文）である。まずは、議会議事録による法案審議の過程から、とくに立案・推進主体の発言をとりあげてゆくこととしたい。

すでに触れたように、当時の不安定な政治情勢を反映して、この法案の審議も「二十数回」にもわたっておこなわれた。この法案の作成・提案の中心となったのは、さきの師範学校設置法と同様、ポール・ベール（Bert, P.: 1833-1886）であった。その原型ともいえる法案は、すでに1882年2月に下院に提出された。組織法として成立する、実に4年前のことであった。この提案者もまた、ポール・ベールがつとめた。これは2月7日に提出されたのであるが、まずは、同年6月20日のポール・ベール報告からみてみよう。この報告において、任用制度の改革理由または意図について、ポール・ベールはつぎのように述べている。

「われわれの提案する制度では、若い教員は最低2年間、試補教員としてつとめ始めることとなる。その期間、その者は調査を受け、試されるわけであり、それゆえ、こんにちのようにその適性と使命感が明確に確立されていないような者に正式な任命をしてしまい、公教育に大損害を与えてしまう危険は、もはやなくなると言えるのである。この期間を通過

すれば、試補教員は正教員として任命されることが可能となり、そのときには、われわれが（この一引用者）法案に盛り込む重要な（教員としての一引用者）保障を享受することもできるようになるのである。」<sup>(25)</sup>

この報告からは、教員の「適性」と「使命感」の確立をめざすために「試補教員」期間を設けようという意図がみられる。この意図と課題意識は、実際に制定されることとなったゴブレ法（案）そのものの審議過程においても継承されてゆく。原型となった法案提出から4年後の1886年2月13日の上院における新たな法案、すなわちゴブレ法案にかかわる審議のなかでの文相ゴブレ自身の発言から、そのことを読み取ることができる。彼は、つぎのように発言しているのである。

「正教員として、あらゆる保障が享受されることを許可する前に、まずはその人物を調べ、その道徳性、その性格、すなわちその人物が教職をつとめるのに必要な資質（*qualités nécessaires pour faire un instituteur*）を有するか否かを確認する必要があると、われわれは考えたのである。それは、外国の法制から借用した確信である。諸外国では実際、教員を正教員として任命する前に、たとえ補助教員（*adjoint*）としてでさえ、試補教員として、あるいはそれと同等の者として、その人物の確認をしている。これこそ、われわれが、われわれの法制に導入しようと望んだことなのである」と<sup>(26)</sup>。

ここにおいても、教員としての「適性」が、「教職をつとめるために必要な資質」と換言され、それを調査するための期間として「試補教員」の制度を導入するのであると説明されていることが、見て取れよう。それは、試補期間を設定し、その期間に教員としての「適性」「資質」さらに「使命感」などを評価・確認したうえで正教員として任用する、これをとおして全体として教員の「資質」向上をめざそうとしていたとすることができる。このことをさらに確認するために、つぎには、改革の立案・推進主体によるゴブレ法のコメントールをとりあげてみよう。

ここでとりあげるのは、まさにこの法案が議会で可決されようとしていたとき、1886年4月15日付の『教育雑誌（*Revue Pédagogique*）』に掲載された、当時の初等教育局長ビュイッソン（*Buisson, F.* ; 1841-1932）のコメントール、「初等教育の新しい組織法に関する注釈」<sup>(27)</sup>である。この資料をとりあ

げる理由は、ビュイッソンが1880年代教育改革の陰の立役者と評価されていること<sup>(28)</sup>、『教育雑誌』が、当時の初等教育関係者に広く読まれた雑誌であり、立法・行政主体の見解を伝達する半官製の媒体であったこと、の二点である。

この「注釈」は、おおきく三つに分けることができる。第一に、全体の趣旨をあきらかにするとともに、新たな法律の基本的性格について、歴史的叙述をまじえて説明する部分、第二に、法律全体の構成の紹介をふまえ、各編、部分的には逐条的に解説する部分、そして最後に、全体のまとめ、である。以下、この区分にしたがって概要を紹介しつつ、とくに教員の任用（任命）の制度改革にかかわる部分の特徴をあきらかにしよう。

#### ① 本コメンタールの趣旨について

この法案が上院の審議を終えたばかりであるが、「数週間後」には成立することになっていることをふまえ、その「法案の総括的分析」を行なう必要があること、これを十分理解したうえで、この注釈では、「われわれの読者の、とりわけ直接的な関心を引く部分、すなわち教育（学）的性格（*un caractère pédagogique*）を有する条項だけを強調して」解説する、と述べ<sup>(29)</sup>、その審議の詳細は「教育博物館」<sup>(30)</sup>に資料集として収められていることを紹介する。ここに、この解説全体の特徴がみてとれよう。

#### ② 法案の基本的性格について — 歴史的叙述をまじえて —

この法案の重要性を判断する観点として、「新しい法律は、何よりもまず、『成文化化』の所産である」ことを強調する<sup>(31)</sup>。ここでいう「成文化化」とは、さまざまな慣習法や統合されていない諸法をひとつの法律で統一することである。この観点から考察しなければならない根拠は、「現時点では、初等教育に関するわれわれのさまざまな法は、古いものも新しいものも調和がとれておらず、常に調整が困難、ときには不可能な寄せ集めになっている」からであり、この状況を打開するのが、この新たな法律であるからだとする。しかし、そうしたさまざまな法の統一そのものより重要なことは、そうすることによって、いまだに初等教育全般を統制しているとみなされている「ひとつの基本法」を完全に消滅させることにあるとして、ここからいわゆるファルー法の解説にはじまり簡単な教育法制史の素描に入ってゆく。その素描は、簡単にまとめれば、以下のようになる。

ファルー法は、「偉大にして賢明な法律である」

が、それは「われわれのものではない政治と教育学の所産」である。そこにこめられた「陰謀」をあばき、改革を断行しようとしたのが、ヴィクトール・デュルイ (Duruy, V.; 181-1894) であった。彼の努力は具体的には、高等小学校と上級免許状の復活、「歴史および地理」教科の充実などとして実現された。この努力の方向性は第三共和政にも引き継がれたが、共和政が確立してもなおファルー法を擁護する力が強かったため、共和派も初等教育全般にわたる統一的な法案の提出をあきらめざるを得なかった。それゆえ、共和派は、「作業を分割し、このたいへんな事業を細分化することで1850年法を細かく分割することとなった」。こうして「断片的な諸法」が、1879年から1883年にかけてつぎつぎと採択されていったのである。具体的には、高等評議会に関する法律、師範学校に関する法律、無償に関する法律、義務と世俗化に関する法律、学校建築に関する法律である。これらは今なお実効性をたもっている。すなわち、個々の法律によって個々の領域をばらばらに決めているのが、現状なのである、と。

このように、ファルー法を中心にした教育史素描とそれにもとづく現状の解説をしたのち、コメンタールは、ふたたび新たな法の目的を明確にする。すなわち、「上院で採択されたばかりの法の目的は、諸法のこの不統一を終焉させ、1850年法のI章とII章、つまり初等教育に関する部分のすべてを終焉させ、廃止することなのである」というのである<sup>(32)</sup>。

### ③ 逐条的な解説

この部分は、さらに二つに分けられる。法案の全体構成の紹介および第1編を紹介する部分と、おもに第2編を重点的に紹介する部分である。順を追って、みてみよう<sup>(33)</sup>。

最初にこの法案が、6つの編から構成されること、そして、それぞれの編およびその各章のタイトルを紹介しているが、この法案には第7番目に「財政的組織」に関する編も予定されていたこと、しかしそれは切り離されて「初等教育経費」に関する法案と「教員給与」に関する法案として独立したこと、この後者についてはさらに延期されることになったことの、三点を補足している<sup>(34)</sup>。つづいて第1編第1章から紹介・解説してゆくのだが、その内容は最初のうち、文字通りの紹介にすぎない。注目されるのは、第2章『視学について』で、これまで「学級あるいは寄宿舎への立ち入り禁制」の理由ゆえに定められていた「特定の修道会に対してあらゆる視察の免除を認める特権」を廃止した「1882年12月26日の規則」を「法律のなかに」包括したと説明して

いる部分である。このことは、ひとつには、この法案の基本的性格つまり「成文法化」を示しており、そして第二に、教育の世俗化を推進するものとして説明されているのである。この点も含め、さらに注目されるのが、第2編第2章『教員の資格要件』の解説である。さきにみた第17条「あらゆる階級の公立学校において、教育は専ら世俗的職員にゆだねられる」について、つぎのように敷衍して解説しているのである。

「(このことによって — 引用者) 教会が自由の名の下に国家から奪い取っていたもつとも例外的な権利のひとつが、ついに学校に関する法律から消滅した。(ここでいう — 引用者) 自由とは、すなわち、教会の選んだ男女教員をほかの教員たちとはまったく異なる条件で公立学校に配属させる自由、一種の神権として至上権をもってその教員を配属し、その勤務条件を国家の学校においてさえも好きなように決定する自由、国家の学校においてさえ、修道会が好きなように計画を立ててみずからの会員を至上権をもって配置し、勤務年数と勤務条件を決める権利を、一種の神権として国家におしつける自由、なのである。そして今後は、まったく同じ方法、同じ資格を有し、同じ法に従う、ひとりひとりが責任を負うとともに選出される権利も有し、異動また免職もあり得る教員しか認めないことを宣言することによって、国家が教会から奪うことになるのは、こうした自由なのである」と<sup>(35)</sup>。

このように、いわゆる教育の世俗化 — 教育職員の世俗化の意味説明をもふくめて長い解説がなされていることから、この条項すなわち教員の世俗化の実現にビュイッソンが本法案の重要な意義を見出していること、またそのように「読者」にとらえてもらおうと努めていることがわかるのである。しかしながら、このこと以上にビュイッソンが重要ととらえ、またそのことをはっきり意識して意図的に強調して解説するのが、つづく第20条から24条の規定する教員の資格要件についてであった。このことをビュイッソンは、「第20条から24条は・・・中略・・・教育(学)的にみて、本法案のなかでもいっそう重要なものに数えられる」と注釈しているのである。これらの条項は、「上級免許状」「教員資格免許状」「師範学校教授適性証書」「付随的教科のための特別免許状」などについて定め、これにより「公立学校においては、その職務に応じた資格証書を所持していなければ、何人もいかなる教育の仕事に従事できない」ことを明確に規定したものである

が、この点をビュイッソンは、試験等によって認められた技術のヒエラルキーの形成とともに、情実や権威によらない任命をめざすものであり、これによって教員にいつそうのまとまりと安定性を与えるものだとして解説している。さらにこの任命（任用）という点についての解説でビュイッソンが強調するのが、本法案によって導入されることとなった新しい仕組みである。そのことについてビュイッソンは、「今後、初等教育の教員は二種類に大別される。『試補教員』と『正教員』である」とする。「試補教員」とは、「上級免許状」を所持し就任期間二年未満の「新人」のことで、これが一定の「研修期間」を経て「教職適性証明」を得ることで「正教員」となることができるという仕組みである。ビュイッソンは、これは近隣諸国のほとんどが採用している措置をフランスにも適用するだけのことだと説明し、さらに、その意義について、つぎのように解説するのである。

「（教職適性の — 引用者）候補者が、単に知識があるかどうかだけではなく、教えることができるか否かを示すこととなる実践的かつ専門的な審査である教育適性試験で修了する研修制度がわが国に導入しようとするのは、この区別 — すなわち、知識を有するか否か、だけでなく、教えることができるか否か、ということなのである。どれほど多くの若者たちが教えるということを読んでこなかったことか！ 免許状、少なくとも上級免許状がすべてを証明していて、それを所有するだけで十分だと、どれだけ想像されてきたことか！ 本法案は、こういう人たちを目覚めさせたのだ。候補者たちは、自分たちの職業 — 教職について学んだか、あるいは学び始めたことを証明することによって、正教員となることができるのだ。教職は、ほかの何よりも高貴でむずかしい職業であり、多くの学習が必要とされる。ある人たちは、いつまでも自分の生徒を犠牲にして学んでいるのにすぎない。この者たちには今後は、国家が人々を養っていること、われわれの学校の子どもたちに教育を受けるために与えられたあまりに短い時間を浪費あるいは下手な使い方をさせることなどできないこと、そして、もしその人たちが自分では十分勉強したつもりになって、この職業についての十分な学習と実践的教育学の謙虚な方法（手順） — 教育方法・教授法のこと：引用者 — についての深い知識の獲得を拒むのであれば、国家はその人たちとは何ら契約せず、正規の教員にするためには、その証明をすることを待つだけであることが、通告されるだろう。・・・中略・・・この方策の大

きな効果は、とくに道徳的な効果であろう。つまり、今はたいへん頼りなげなわれわれの若い教員たちを、刺激し励まし指導することとなる。それはまた、彼らの監督者に、若い教員を導き、学ばせ、職業的（専門的）教育を実施する必要性をいつそう実感させることとなるだろう。」<sup>36)</sup>

ここには、「試補教員」制度の導入の意図が、明確に述べられている。教職を「高貴でむずかしい」「多くの学習が必要とされる」職業、いわば専門職としてとらえるとともに、その学習、換言すれば教員に求められる職能あるいは資質の内実として、「教えること」ができること、すなわち教授法の習得をあげていることが理解されよう。このことはまた、さきにもたように、このゴブレ法による教員の任用（任命）制度の改革が、それ単独で構想されているのではなく、教員の養成教育＝師範学校教育の改革と連動し密接につながられて構想されていたことを示しているのである。

この「試補教員」制度の導入に関連してビュイッソンは、教員の任命権をめぐる議会での議論をくわしく紹介している。法案では任命権は県知事におかれたが、これをビュイッソンは議会での公教育大臣の答弁を引用しつつ、「初等教育に関する各県の長官」が設置されるまでの「例外的かつ一時的な措置」として、知事による教員の任命が構想された」と説明している。本法案の各条項の説明ないし解説で、ビュイッソンがかなりのスペースを割き、力をこめて解説している箇所は、以上の点にあった。それは教員の世俗化の断行とともに、各種免許状による教員資格要件の制定、さらに新たな「試補教員」から「正教員」にいたる研修制度の導入による任用（任命）制度の改善・導入を詳しく説明することによって、本法案が教員の職能・資質向上のための条件整備を図るものであることを強調するものであった。ここに、このコメントの大きな特徴がみられるとともに、それはまた、この時期の教育改革の重要かつ実質的な立案・推進主体のひとりの言説として重要な意味をもつ。教育改革の実質的な推進主体として教員をとらえ、ひとりひとりの教員にその職務遂行のための努力を求めるとともに、そのための条件整備を進めようとする意図を知ることが出来るのである。

### III. おわりに — 本稿のまとめと展望

本論で確認したように、第三共和政初期の初等教員養成改革は、新たな師範学校改革 — それは「師

範学校設置法」審議過程で確認できたように、師範本校での教授学的教育と附属学校での実習による専門的（職業的）教育の充実 — と、教員の任用（任命）制度の改革 — 「試補教員」制度の導入により正教員任用のための専門的研修期間の設定 — とが、ともに密接に連携して立案され、かつ推進されようとしていた。その実際のプロセスをみれば、たとえば、「初等教育に関する権限を国家に集中」しようとする意図があったと評価することもできる<sup>(17)</sup>。しかしながら、本稿であきらかとなったように、第三共和政1880年代の初等教員養成改革を全体的すなわち、狭義の養成教育と任用（任命）制度の改革として総合的にとらえたとき、それが教員の職能・資質向上のための制度的な整備をめざす改革であった点を見逃すことは出来ない。このことは、本稿でみた、ときの文相ゴブレや初等教育局長ビュイソンの言説などからも、あきらかであろう。また、これまでの師範学校設置法審議過程の検討をもふまえたうえでまとめらば、彼らの改革意図ないし課題意識のなかには、義務教育段階の教員養成改革を、専門的な学校による準備段階としての養成教育の改革と、教員として採用するための任用（任命）改革とを密接に連携させ統合的な計画養成の形態で立案・推進しようという発想ないし思想があった点に注目すべきである。教員養成を、狭義の養成だけに限定して部分的かつ瑣末な改革ですまそうとする現今の動向にたいして、任用ないし採用の仕組みと密接に結び付け広く教員の養成ととらえて構造的に改革しようとしたこの時代の改革意図あるいは課題意識からは、学ぶべきものが多いと考えるのである。

## 註

- (1) 拙稿「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察」の(1)～(5)（『岡山大学教育学部研究集録』第134, 135, 136号, 2007年, および『岡山大学大学院研究集録』第138, 139号, 2008年）
- (2) 「採用」あるいは「任用（任命）」のつぎには、「研修（現職教育）」の段階がおかれることが、一般的である。たとえば、秋田喜代美・佐藤学（編）『新しい時代の教職入門』有斐閣, 2006年, 159-166頁, あるいは、文部科学省（編）「教師のライフステージと研修」（文科省ホームページより）など。
- (3) 拙稿「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察(1)」『岡山大学教育学部研究集録』

第134号, 2007年, 参照のこと。

- (4) Terral, H.(éd.); *La Formation des maîtres aux XIX<sup>e</sup> et XX<sup>e</sup> siècles*, INRP, 2007, Clade, J.-L. : *Ecoles et instituteurs en Haute-Saône au temps de Jules Ferry*, Edition Cabédita, 2001,
- (5) Duveau, G. : *Les instituteurs*, Seuil, 1957.
- (6) Reboul-Scherrer, F. : *La vie quotidienne des premiers instituteurs 1833-1882*, Hachette, 1989.
- (7) Villin, M. et Lesage, P. : *La galerie des maîtres d'école et des instituteurs 1820-1945*, Christian de Bartillat, 1990.
- (8) Ozouf, J. et Ozouf, M. : *La République des instituteurs*, Paris, 1992.
- (9) 志村鏡一郎「国民教育制度の成立と教員勢力の模索 — フランス」, 梅根悟（監修）『世界教育史30教員史』講談社, 1976年, など。
- (10) 谷川稔『十字架と三色旗 — もうひとつの近代フランス』山川出版, 1997年, など。
- (11) 梅澤収「フランス義務教育制度における教員の位置 — 初等教育組織法（1886年）の成立過程を通して —」『東京大学教育行政研究室紀要』第9号, 1989年
- (12) 同上論文, 38頁
- (13) 以下に登場する「初等教育資格免許状 (le brevet de capacité pour l'enseignement primaire)」などの訳語については、おもに、梅根悟（監修）『世界教育史大系10フランス教育史Ⅱ』講談社, 1976年, また、前掲『世界教育史大系30教員史』によっている。
- (14) Chevallier, P. et Grosperin, B. : *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours : tome II : Documents*, Paris, 1971, p.272. ただし、「初等教育資格免許状」などの訳語は、前掲『世界教育史大系30教員史』によった。
- (15) 前掲『世界教育史大系10フランス教育史Ⅱ』, 138-139頁
- (16) 以下の概略は、同上書, 138-143頁
- (17) Chevallier, P. et Grosperin, B. : op. cit., p.290.
- (18) たとえば、前掲の『世界教育史大系10フランス教育史Ⅱ』など。
- (19) stagiaire の訳語として「試補教員」は適切ではないとの意見がある。単に「見習い」あるいは「教育実習生」とするほうが良いとも言われる。しかしながら、「見習い」あるいは「実習生」とはいえ、給与を得てクラス担任もする場合もあることから、あえて梅澤の訳語を踏襲する。
- (20) Sirey, *Lois Annotées, etc.*, 1887, pp.183-184.
- (21) Ibid., p.204.



- (22) Loc. cit.
- (23) Ibid., p.183.
- (24) Buisson, F. (éd.) : *Nouveau Dictionnaire de la Pédagogie et d'Instruction Primaire*, Paris, 1911. p.1452.
- (25) Sirey, op. cit., p.183.
- (26) Ibid., p.186.
- (27) Buisson, F. : “Note sur la Nouvelle Loi Organique de L’Enseignement primaire”, *Revue Pédagogique*, Nouvelle série, tome VIII, No.4, 1886.
- (28) たとえば、上垣は、つぎのように述べている。「彼が初等教育局長を務めていた期間、とくに最初の十年間は教育改革関連諸法が可決され、実施されていく時期であり、その法案作成やその具体化に直接携わり、重要案件のどの書類にも関わっているのが黒幕的存在と目されていた」と。上垣豊「ライシテと宗教的マイノリティー フランス第三共和制の教育改革とプロテスタントー」、望田幸男・橋本伸也（編）『ネーションとナショナリズムの教育社会史』、昭和堂、2004年、147頁
- (29) Buisson, F. : “Note.”, op. cit., p.289.
- (30) 教育博物館とは、19世紀後半に各国で開催された万国博覧会における学校展覧会に展示された展示品や資料を残して、それらを基盤に設置された資料館で、具体的には、ウィーン万博後にはヨーロッパ各地で、ローマの王立博物館、ウィーン学校博物館、ブタペスト教育博物館、チューリッヒのペスタロッチ博物館が設置された。フランスでも、1878年パリ万博の後、ジュール・フェリーやビュイッソンらの努力で、開設された。Gueissaz-Peyre, M. : *L’Image émigmatique de Ferdinand Buisson : La vocation républicaine d’un saint puritain*, Paris, 2003, pp.219-220.
- (31) 以下の基本的性格についての叙述はとくにことわらないかぎり、Buisson, F. : “Note.”, op. cit., pp.290-291.
- (32) ビュイッソンにより、このように特徴づけられたゴブレ法の本質は、現代の教育史事典においても同様に叙述されている。Demnard, D. : *Dictionnaire d’Histoire de l’Enseignement*, Paris, 1981, pp.349-350.
- (33) 以下の逐条的な解説についての叙述は、Buisson, F. : “Note.”, op. cit., pp.292-309.
- (34) ゴブレ法の構成は、以下のとおり。第1部「すべての公・私初等教育に適用される『全般的規定』」、第2部「公初等教育について（学校施設、教職員、任命、処遇、報酬、その他）」、第3部「私初等教育について」、第4部「初等教育の評議会について：県評議会、カントンの代表、学校委員会」、第5部「移行規定」、第6部「アルジェリアと植民地に関する規定」、ibid., p.292.
- (35) Ibid., p.295.
- (36) Ibid., p.301.
- (37) 梅澤収、前掲論文、32-33頁